

平泉町中小企業等経営支援金について

平泉町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けている町内中小企業者等が、引き続き感染症対策及び事業に取り組めるよう「平泉町中小企業等経営支援金」を交付します。

■対象となる事業者

平泉町内に店舗または事務所を有し、事業を行っている中小企業者等で、令和4年1月から7月までの売上のうち、いずれか一月の売上が、①平成31年1月～令和元年7月、②令和2年1月～7月、③令和3年1月～7月のいずれかの期間内の同月に比べて30%以上減少している、又は、令和4年1月から7月の売上のうち、いずれかの連続する3か月の売上合計が、①～③のいずれかの期間の同期に比べて20%以上減少している事業者。

申請日時時点で休業していないこと、支援金を受けた後も事業継続する必要があることが必要です。※新規創業者等で、売上比較ができない場合は別途お問合せください。

■支援金の額 10万円

■受付期間 令和4年7月1日（金）から8月31日（水）まで

■受付場所 平泉商工会

*申請までの流れ

(1) 役場観光商工課または平泉商工会で、必要書類（①申請書、②売上減少状況票）の様式をお受け取りください。

(2) 必要書類に内容を記入し、以下の添付書類を添えて、平泉商工会へ提出してください。

共通	売上減少要件を満たすことがわかる書類（売上台帳、売上データ等）
	振込先預金通帳の写し（金融機関、支店、口座番号及び名義人カナ表示がある箇所の写し）（※）
	町長が必要と認める書類
法人	確定申告書（1面）の控え
	法人事業概況説明書（1面、2面）の控え
	履歴事項全部証明書（※）
個人事業主等	確定申告書1面の控え（又は市町村民税・県民税の申告書の控え）
	青色申告の場合：青色申告決算書（1頁、2頁）の控え
	白色申告の場合：収支内訳書の控え
	本人確認資料（免許証など）（※）

*令和3年度に経営支援金の申請をした事業者は、（※）の書類について、内容に変更がない場合は提出を省略することができます。

(3) 平泉商工会から売上減少認定を受け、全ての書類を提出したら、申請手続きは完了です。

詳しくは

平泉町観光商工課 46-5572 または
平泉商工会 46-3560 までお問合せください